公共施設再配置計画審議会による再配置計画の一部見直しの概要について

(企画財政部 企画課)

1 公共施設再配置計画とは

市では、平成30年3月に公共施設再配置計画を策定しました。

この計画は、上位計画である公共施設等総合管理計画において設定した「公共施設の延床面積を平成28年度から令和27年度までの30年間で25%削減する」という目標をより明確に推進するためのものであります。

計画期間は全体で30年間であり、前期、中期、後期と10年毎に区分し、全体30年を再配置計画、前期10年を再配置実施計画として、各施設の再配置に関する方針を示したものです。

2 審議会について

(1) 審議会設置の主旨

再配置計画は、計画の対象となる市所有の公共施設が市民生活と密接な関係にあることから、市のみで計画を見直しするのではなく市民目線での見直しが必要であると判断しました。そこで、計画の見直し対象となる公共施設を利用する者の代表や有識者で組織する審議会を設置することとしました。

(2) 審議会の役割

事務局が用意する再配置計画改訂版素案の内容を審議し、その結果を市長に答申

(3) 審議会の組織(委員6名以内)

区連合会代表、社会教育委員代表、社会福祉協議会代表、有識者3名

(4) 委員の任期

令和5年1月から今回の見直しに関する答申が終了するまで(会議は2回程度開催予定)

3 再配置計画の一部見直しの背景・目的

(1) 見直しの理由

市では、平成 28 年度から、公共施設再配置計画の内容を基本として個別に再配置の 取組みを進めてきました。

個別の取組みとして、再配置のための基礎調査を実施したもの、検討組織を設置し検討したもの、関係団体と協議を行ったもの、個別の長寿命化計画を策定したもの等があります。その結果、再配置を行う時期や手法などを、見直す必要がある施設が生じました。

特に、前期の10年間(平成28~令和7年度)に再配置の時期が該当している施設類型のうち、文化施設・集会施設(センター的施設)・庁舎などの大規模な施設の再配置

の実施を、計画どおり前期から実施するのか、中期や後期に先送りするのかで、市民の活動や市の事業執行に与える影響が大きいことや、これら施設の維持管理の方針にも影響を与えることなどから、計画への反映が必要であると判断し、計画の一部見直しを実施します。

(2) 一部見直しとする理由

本計画は、計画期間開始から6年が経過した段階であり、残りの計画期間は24年間と 長期間であることから、計画策定において検討されてきた内容を引続き継承していくこ とが、見直しの方法として最適であると考えられます。

また、今回の見直しでは、策定後行ってきた「文化施設の再配置基礎調査(令和2年度)」、「公共施設劣化状況調査(令和3年度)」などの個別の取組を反映することが計画 見直しの理由であることから、計画内容の部分的な見直しに留めます。

(3) 見直しの時期

計画書の P25 において「社会情勢の変化や市民ニーズの変化などが生じた場合は計画を見直す」としており、再配置を行う時期や手法などが計画内容と現状に相違が生じている状況を計画の見直しが必要な変化と捉え、令和4年度に一部見直しを実施いたします。

(4) 上位計画との関係

上位計画である公共施設等総合管理計画において設定した延床面積25%削減という 目標値は、今後30年間に市が保有する公共施設を全て保有するとして推計した1年当 りの更新等費用と、公共施設整備に使ってきた1年当りの投資的経費の差額である7 億円(30年で210億円)を削減しようとするものであり、財政上の課題に着目して設 定した目標値となっております。

特に、本市は合併により重複した機能を持つ施設が複数あることから、今後の人口減少や人口構造の変化がもたらす市民ニーズの変化や財政状況の見通しを踏まえ、市の公共施設を適正な保有量にしていくための長期的な目標を掲げる必要があります。

一方で、再配置計画における取組の中では、財政的な効果のみに着目するのではなく、個々の建物の築年数や構造等のハード的な側面、施設を通じて提供される行政サービス(事業)の面等に着目して、再配置の検討を進める必要があり、施設に対する市民ニーズや施設の運営状況を踏まえ、安全に施設の利活用が可能であると見込まれる場合に施設を廃止することは現実的ではありません。

このことから、公共施設等総合管理計画における延床面積 25%の削減目標は、市が 目指すべき目標として継続することとしますが、従前と同様に社会情勢の変化や市民 ニーズの変化が生じた場合などの際には、計画を見直しすることとします。

4 計画の見直しを予定する施設の概要

見直しを予定している施設類型の集団及び施設は下記の9グループです。 なお、施設類型ごとの見直しの詳細内容は別紙1-2のとおりです。

(1) 再配置計画書 P183 (前期 10年) の一覧の中で見直しするもの

計画内容	施設類型	施設名
(1)文化施設の機 能統合と類似 施設との複 合・多機能化	集会施設(センター的施設)	韮山農村環境改善センター
		長岡中央公民館 (あやめ会館)
	文化施設	長岡総合会館 (アクシスかつらぎ)
		韮山文化センター (韮山時代劇場)
		大仁市民会館
	庁舎	伊豆長岡庁舎
(2)庁舎の機能統		韮山庁舎
合と複合・多機		大仁庁舎
能化	集会施設(センター的施設	韮山農村環境改善センター
	の行政機能)	長岡中央公民館(あやめ会館)
(0) 古典老短礼长	高齢者福祉施設	高齢者健康会館(やすらぎの家)
(3) 高齢者福祉施 設の機能統合		老人憩いの家水晶苑
武 (7)機 肥		高齢者温泉交流館
(4)に登せるの機能	学校教育系施設 (小学校)	長岡南小学校
(4)小学校の機能		長岡北小学校
縮減(機能統合 の検討含む)		韮山小学校
(2) (快可) 占 (2)		大仁小学校
(5)旧分校の民間	その他(旧分校)	旧田中山分校
移管等		旧高原分校
(6) 韮山温泉館等 の民間団体へ の移管	レクリエーション施設・観 光施設	長岡いちご狩りセンタートイレ
		韮山いちご狩りセンタートイレ
		小坂みかん狩り園トイレ
	医療施設	伊豆保健医療センター管理棟
	その他	市営一号源泉
(7)公民館等の自	集会施設(センター的施設)	韮山生涯学習センター
治会等への移	集会施設 (地区公民館)	田京公民館
管	集会施設(地区公民館)	吉田公民館

集会施設 (地区公民館)	神島集会センター
集会施設(地区公民館)	田中山公民館
高齢者福祉施設	田京老人憩いの家

(2) 再配置計画書 P183 (前期 10 年) の一覧の中に新たに追加する見直しをするもの

計画内容	施設類型	施設名
(新規)幼稚園・保	幼保・こども園(幼稚園)	長岡幼稚園
育園の機能統合	幼保・こども園(保育園)	長岡保育園

(3) 再配置計画書 P127(全体 30年)の一覧の中で見直しをするもの

施設類型		施設名
(新規)小中学校の	学校教育系施設 (小学校)	大仁北小学校
長寿命化	学校教育系施設 (中学校)	長岡中学校
		韮山中学校

5 計画見直しのポイント

公共施設再配置計画は、「施設類型ごとの評価」、「再配置のルール作り」、「公共施設再配置モデルの検討」、「公共施設再配置計画(30年間の公共施設の全体計画)」、「公共施設再配置実施計画(今後 10年における個別施設の再配置計画)」、「再配置の進め方」に区分して構成しています。

今回は、見直しが必要な構成区分について、計画内容を部分的に見直しする方法を基本方針とします。

計画の構成区分

見直しの概要

施設類型ごとの評価

(特性把握と課題・方向性整理)



再配置のルール作り

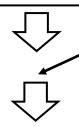
- ○再配置のパターンのルール
- ○再配置の時期のルール
- ○再配置の位置のルール
- ○再配置後の面積削減のルール



○再配置の時期のルールの一部修正

・小中学校等は学校施設長寿命化計画に基づき、更新時期を建築後 60 年から 65 年に見直します。

公共施設再配置モデルの検討



- ○公共施設再配置モデルの検討の後段に、再 配置計画策定以後に実施した、再配置に関 する個別の取組みを追加
 - ・ 令和 2 年度「文化施設の再配置基礎調査」
 - · 令和 3 年度「公共施設劣化状況調査」

など

公共施設再配置計画

(30年間の全体計画)

公共施設再配置実施計画

(前期 10 年の実施計画)

再配置の進め方

○公共施設再配置計画、公共施設再配置実施 計画、再配置の進め方の一部修正

- ・30年間の公共施設再配置計画や、前期10年の再配置実施計画について、現状に即した再配置の手法や時期などに見直します。
- ・再配置の進め方について、現状に即した 実施方法に見直します。